

令和 4 年 9 月 2 5 日 執行

東北町議会議員一般選挙
立候補の手引き

東北町選挙管理委員会

目 次

第1	立 候 補	-----	1
第2	届 出 書 類	-----	3
	1 立候補の届出	-----	3
	2 記載事項の注意点	-----	4
	3 その他の届出	-----	6
第3	交付する物品、証明書等	-----	11
第4	選 挙 運 動	-----	12
	1 選挙運動の期間	-----	12
	2 選挙事務所	-----	12
	3 選挙運動用ポスター	-----	13
	4 文書図書頒布	-----	14
	5 選挙運動用自動車	-----	16
	6 選挙運動用の拡声機	-----	17
	7 街頭演説	-----	18
	8 個人演説会	-----	18
	9 新聞広告	-----	19
	10 インターネット等を利用する選挙運動	-----	20
	11 禁止事項	-----	21
	12 選挙運動ができない人	-----	23
	13 連座制	-----	24
第5	選挙運動費用	-----	25
	1 選挙運動費用の法定制限額	-----	25
	2 選挙運動員、事務員、労務者に対する報酬 及び実費弁償の最高額	-----	25

第1 立 候 補

1. 告 示 日 令和4年9月20日（火）

2. 選 挙 期 日 令和4年9月25日（日）

3. 立 候 補 の 届 出

（1）期 日 令和4年9月20日（火）

（2）時 間 午前8時30分から午後5時まで

（3）補充立候補届出期限 令和4年9月23日（金）

前記（1）の期限までに届け出をした候補者が定数を超えていた場合において、その後死亡し又は候補者を辞退したものとみなされたときは、選挙の期日前2日までに補充立候補ができます。

4. 立 候 補

町議会議員の選挙権のある人で、選挙期日において満25歳以上の人に被選挙権があります。（法10①（5））

（1）本人届出 立候補者本人が届出をする。

（2）推薦届出 選挙人名簿に登録されている者が、本人の承諾を得て、他人を届出する。

（3）届 出 先 東北町議会議員一般選挙 選挙長

東北町コミュニティセンター 大集会室

5. 立 候 補 辞 退

立候補を辞退する場合は、立候補届出の日の午後 5 時までに、候補者が選挙長に文書で届出しなければなりません。

第 2 届 出 書 類

1. 立候補の届出

(1) 本人届出の場合

- ア 候補者届出書
- イ 宣誓書
- ウ 所属党派証明書（無所属で立候補する場合は不要）
- エ 供託証明書
- オ 戸籍の謄本又は抄本
- カ 通称認定申請書（通称を使用する場合）

(2) 推薦届出の場合

- ア 推薦届出書
- イ 推薦届出承諾書
- ウ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
- エ 宣誓書
- オ 所属党派証明書（無所属で立候補する場合は不要）
- カ 供託証明書
- キ 戸籍の謄本又は抄本
- ク 通称認定申請書（通称を使用する場合）

2. 記載事項の注意点

(1) 候補者届出書

ア 氏 名

戸籍に記載された氏名でなければなりません。ただし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名漢字別表等に掲げる文字を使用して届け出ること、は、差支えありません。(例 澤→沢、濱→浜 等)

イ 本籍、住所及び生年月日

省略せずに正確に記載しなければなりません。

生年月日欄のかつこ内には、選挙期日(9月25日)現在の満年齢を記入してください。

ウ 党 派

自己の属する政党その他の政治団体が2以上の団体に属するときは、いずれか1の団体の名称を記入してください。

この名称とは、候補者届出書に添付する所属党派証明書がある政党その他の政治団体の名称です、

したがって、所属党派証明書を添付しない候補者は、「無所属」と記載してください。

エ 職 業

会社社長、団体職員などと省略せず、なるべく詳細に記載してください。職業が2以上ある場合は主なものを1つ記載してください。

また、兼職を禁止されている職にある者はその職名を、地方公共団体と請負関係にある者は、その旨を記載しなければなりません。

オ 印 鑑

立候補届出の当日は候補者の印鑑を必ず持参してください。

(2) 供託証明書

ア 証明書の発行

「供託証明書」は、供託した際に、供託した法務局若しくは地方法務局又はその支局から発行されます。供託金は15万円です。

イ 供託すべき者

供託をすべき者は、立候補をしようとする者又は立候補者の推薦届出人です。立候補者が第三者に供託を依頼したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託をしても効力はありません。

ウ 供託の際の氏名

供託する際に供託所に記載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名を記載しなければなりません。また推薦届出の場合にも「供託の原因たる事実」欄に候補者の氏名を記載しなければなりませんので、ご注意ください。

※供託証明書には戸籍名を記載し、通称名を記載しないでください。

エ 供託の時期

供託は、当該選挙の告示前でもすることができますので、早めに済ませておいてください。

(3) 通称認定申請書

ア 通称の使用

従来から戸籍簿に記載されていた氏名に代えて、他の呼称で氏名に代わるものとして使用し、広く選挙人に知られているような場合には、戸籍簿に記載された氏名に代えて、通称を使用することができます。

イ 申請

立候補の届出と同時に選挙長に申請しなければなりません。

また申請に際しては、選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（葉書、著書、雑誌の記事等）を提示しなければなりません。

ウ 氏名をかな書きにする場合

戸籍上の氏名を通常の読みに従って、ひらがな又はカタカナ書きとする場合にも、通称認定申請書を提出してください。

この場合には、通用していることの説明及び資料の提示は不要です。

エ 通称が認定された場合

選挙長から通称が認定された場合、次の事項について氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載された氏名の文字は使用されなくなります。

- ① 立候補届出等の告示
- ② 新聞広告
- ③ 投票所の氏名等掲示

3. その他の届出

(1) 選挙事務所の設置届

選挙事務所とは選挙運動に関する事務を取り扱うところをいいます。設置できる選挙事務所の数は1か所です。

ア 選挙事務所は候補者又は推薦届出者でなければ設置することができません。

イ 選挙事務所を設置した場合は、直ちに町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ウ 届出の内容は、①選挙事務所の所在地・電話番号、②設置年月日、③設置者の氏名です。

エ 設置者が推薦届出者である場合は、届出書に選挙事務所を設置することを候補者が承諾したという文書を添付しなければなりません。

(2) 出納責任者選任届

出納責任者とは選挙運動の収支について、一切の責任と権限をもつ人をいいます。立候補届け届け出後、出納責任者を1人選任しなければなりません。

ア 出納責任者を選任できるのは、候補者又は、推薦届出者に限られます。

イ 届出の内容は、①出納責任者の氏名、②住所、③職業、④生年月日、⑤選任月日、⑥選任者の氏名です。

ウ 推薦届出者が選任した場合は、候補者の承諾を得たことを証明する文書を添付しなければなりません。

エ 候補者自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者となることもできます。

(3) 開票立会人の届出

ア 届出期限は、9月22日（木）の午後5時までです。

イ 立会人となるべき者は、東北町の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

ウ 選挙立会人の届け出は任意ですが、常に（推薦届出の場合も）候補者が届出することになっています。

エ 届け出の際には必ず立会人となるべき者の承諾書が必要です。

(4) 選挙運動中報酬を支給する者の届出

ア 報酬を支給できる者

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動の事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に限って報酬を支給することができます。このうち、選挙運動の事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者については、使用する前に必ず町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

イ 報 酬

①選挙運動のために使用する事務員	日額 10,000 円以内
②車上運動員	日額 15,000 円以内
③手話通訳のために使用する者	日額 15,000 円以内
④要約筆記のために使用する者	日額 15,000 円以内
⑤選挙運動のために使用する労務者	日額 10,000 円以内

ウ 支給できる期間

上記①から④の選挙運動に従事する者については、文書で町選挙管理委員会に届出たときから選挙期日の前日までに限られます。

なお、届出をせずに報酬を支給すると買収の推定を受ける場合がありますので、ご注意ください。

エ 人数制限

上記①から④の選挙運動に従事する者については、1日につき7人まで。(延人数35人)

オ 労務者について

上記⑤の労務者とは選挙運動を行わず、はがきの宛名書きや自動車の運転等の単純な機械的労務に従事する者をいいます。また、人数制限もなく、使用する際に町選挙管理委員会に届け出る必要ありません。

(5) 選挙運動に関する収支報告書の提出

ア 出納責任者は、選挙運動に関してなされたすべての寄付及びその他の収入並びに支出に関する報告書を提出しなければなりません。

イ 報告書を提出する際は、支出についての年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し若しくは、領収書その他の支出を証する書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日、目的を記載した書面を添付しなければなりません。

ウ 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらを収支報告書に記載する必要はありません。

- ① 供託金
- ② 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ③ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ④ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- ⑤ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑥ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

⑦ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

⑧ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

エ 候補者1人につき支出できる選挙運動費用の最高額は、次の算式により算出されます。

$$\text{人数割額} \times \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}} + \text{固定額}$$

(参考) 令和4年6月22日現在の選挙人名簿による算出額

$$1,120 \text{円} \times \frac{14,610 \text{人}}{16 \text{人}} + 90 \text{万円} = 1,922,700 \text{円}$$

オ 報告書の提出期限は選挙期日から15日以内（10月10日まで）です。

第3 交付する物品、証明書等

1. 届出書が受理された候補者には、次の物品等を交付します。受領の際には種類及び数量を確認し、二重交付、不足等があった場合は係員に申して出ください。

2. 交付物品、証明書類

物品・証明書の種類	数量	使用の目的	摘要
選挙運動用自動車表示板	1	自動車冷却器の前面に常時掲出する	
選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機送話口の下部に常時掲出する	
街頭演説用標旗	1	街頭演説の場合に掲出する	
乗車用腕章	4	候補者、運転手1名以外の乗車する運動員が着用する	
街頭演説用腕章	11	街頭演説に従事する者が着用する	街頭演説に従事する選挙運動員は乗車用腕章を通じて15以内
選挙運動用通常葉書使用証明書	1	無料葉書の交付又は手持ちのはがきに選挙用の表示を受ける場合、郵便局に提示する	通常葉書800枚
選挙運動用通常葉書差出票	8	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付する。	1枚の差出票により、100枚の葉書を差し出すことができる
選挙運動用ビラ証紙	1,600	選挙運動用ビラに貼付けする	頒布できるビラ1,600枚
新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に提出し、有料で2回広告を掲載できる	横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限る。色刷りは認められない
開票所入場券	2	開票の参観の際に1人につき1枚使用する	1候補当たり2名まで

第4 選挙運動

1. 選挙運動の期間

立候補の届出の日（届出が受理されたとき）から選挙期日の前日まで
（9月20日から9月24日まで）

2. 選挙事務所

（1）設置できる選挙事務所の数

1箇所

（2）選挙当日における設置場所の制限

投票当日において投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以内の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は300メートル以外の区域に移転させなければなりません。この場合は廃止届（異動届）が必要です

（3）選挙事務所の表示

選挙事務所にはその表示のために、次のようなものを掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

① ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えないこと。縦を横にすることは自由です。

- ② ちょうちんの類は高さ 85 cm、直径 45 cm を超えないこと。

ウ 数量

ポスター、立札及び看板の類は、通じて 3 以内。

(通じて 3 とは、合計 3 ということで、例えば看板を 2 枚使った場合は、残りはポスターか立札のいずれかを 1 枚使用できる)

エ 記載の内容

全体として選挙事務所を表示するものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり候補者の写真や画像等を貼り付けることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所の所在する場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

3. 選挙運動用ポスター

(1) 枚数

ポスター掲示場を 172 箇所設置し、掲示面の区画に一連番号を付してありますので掲示場にポスターを掲示する場合は、その候補者の届出受理番号と同一の番号に掲示してください。

(2) 規格

ポスターの大きさは、タブロイド型（長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートル）を超えることができません。

(3) 記載内容

紙質、記載内容、色彩についての制限はありませんが、虚偽事項、利害誘導事項の記載については、罰則が設けられていますので注意してください。

(4) 掲示責任者及び印刷者の記載

選挙運動用ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所・氏名（印刷者が法人であるときはその住所と名称）が記載されていなければなりません。

(5) その他

ポスター掲示場は再利用可能のアルミ複合版ですので、画びょう、ホチキスは使用できません。スプレーのり、ポスターの裏面をシール式にするなどの対応をお願いします。

4. 文書図画の頒布

選挙運動のために使用する文書図画は、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布することができません。

(1) 選挙運動用通常葉書

ア 頒布できる枚数

候補者1人につき 800枚以内

イ 葉書の入手方法

選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を郵便局に提出して、「選挙用」の表示をしている無料の葉書の交付を受けることができます。また、手持ちの私製葉書を用いる場合には、「選挙用」の表示を受けるために上記の証明書の提出が必要です。

ウ 葉書の受領書

交付を受けた場合には「受領書」を提出しなければなりません。その際に候補者の印鑑が必要になりますのでご注意ください。

エ 使用方法

この選挙運動用通常葉書は、投票依頼はもちろんのこと、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、記載内容についても制限がありません。

オ 発送

選挙運動用通常葉書を発送するときは、「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便局の窓口提出しなければなりません。郵便ポストに投函したり、路上で手渡して配布することはできません。

カ 留意事項

選挙運動用通常葉書の頒布は、少なくとも投票日の前日（9月24日）までに到着するようにしなければなりません。

（2）選挙運動用ビラ

ア 種類及び枚数

候補者1人が頒布できる選挙運動用ビラは2種類以内で枚数は1,600枚です。

イ 届出

町選挙管理委員会へ届出したものでなければ、頒布できませんので、あらかじめ見本を添えて届け出しておく必要があります。

ウ 規格

選挙運動用のビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21.0cm（A4判）を超えることができません。

エ 頒布責任者及び印刷者の記載

選挙運動用ビラには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所・氏名（印刷者が法人であるときはその住所と名称）が記載されていなければなりません。

オ ビラの記載内容

特に制限はありませんので、政見の宣伝、直接投票依頼の文言等も記載可能です。ただし、虚偽事項、利害誘導等の記載については、罰則が設けられていますので注意してください。なお、色刷り及び紙質について制限はありません。

カ 証紙の貼付け

ビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければ頒布することができません。

キ 頒布の方法

新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。

5. 選挙運動用自動車

選挙運動のために使用される自動車は1台に限られています。

(1) 自動車の種類

- ア 乗用定員4人以上10人以下の小型自動車
- イ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車であ及びイ以外のもの
- エ 小型貨物自動車、軽貨物自動車

(2) 表示板の掲示

選挙運動用自動車を使用するときは、町選挙管理委員会から交付された「選挙運動用自動車表示板」を冷却器の前面に掲示しなければなりません。

(3) 選挙運動用自動車に掲示することができる文書図画

自動車に積載するにあたって、道路交通法に違反する場合がありますので、あらかじめ所轄の警察署と協議してください。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

- ① ポスター、立札及び看板の類は縦73cm、横273cm以内
- ② ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cm以内

ウ 数量

- ① ポスター、立札及び看板の類に数量の制限はありません。
- ② ちょうちんの類は1個です

(4) 乗用することができる人数

候補者、運転手（1人）のほか、乗車用腕章をつけた運動員4人

6. 選挙運動用の拡声機

(1) 使用できる数

拡声機は一揃に限って使用できます。

(2) 表示板の掲示

使用する拡声機には町選挙管理委員会から交付された表示板を掲示しなければなりません。

(3) その他

上記のほかに、個人演説会等において別に一揃使用できます。また、この場合表示板を掲示する必要はありません。

7. 街頭演説

(1) 標旗の掲示

街頭演説を行うときは、町選挙管理委員会から交付された標旗を掲げ、演説者はその場にとどまって行わなければなりません

(2) 街頭演説に従事する運動員の制限

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人につき 15 人をこえてはならず、町選挙管理委員会から交付される腕章をつけていなければなりません。

(3) 時間

街頭演説をすることができる時間は、午前 8 時から午後 8 時までです。

8. 個人演説会

(1) 種類

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会があります。

(2) 公営施設使用の個人演説会

ア 申出

開催すべき日、2 日前までに文書で町選挙管理委員会に申し出

なければなりません。

イ 利用できる施設

学校、公民館、体育館、文化センター

ウ 使用時間

5時間以内

エ 使用料

同一施設1回に限り無料

(3) その他の施設使用の個人演説会

ア 申出

町選挙管理委員会に申し出は必要ありません。

イ 利用できる施設

学校、公民館、体育館、文化センター以外の建物。私有の施設を使用するときは、所有者又は管理する者の承諾を得てください。

ウ 使用時間

制限はありません。

(4) 演説できる者

個人演説会では、候補者以外の者も演説することができます。

9. 新聞広告

(1) 回数

選挙運動の期間中2回に限り新聞広告を掲載することができます。

同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

(2) 手続き

掲載の手続きは、町選挙管理委員会より交付された「新聞広告掲載

証明書」を希望する新聞社へ原稿とともに提出します。

(3) 費用

広告の費用は候補者の負担であり、選挙運動費用に算入されます。

10. インターネット等を利用する選挙運動

選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます。

(1) ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

たとえば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

ア 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

イ 選挙期日当日の取り扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までとされており、選挙期日当日の更新はできません。

(2) 電子メールを利用する方法

ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができます。

イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります。

ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません。

エ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません。

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為

選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等を利用し文書図画を頒布することができます。

11. 禁止事項

(1) 戸別訪問の禁止

何人も、選挙人の家を訪ねて投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼する行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

(2) 飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、どんな名目であっても禁止されます。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は、提供することができます。

(3) 署名運動の禁止

選挙に関し、投票を得又は、得しめない目的をもって選挙人に対して署名運動をすることができません。

(4) 休憩所等の設置の禁止

選挙運動のために、休憩所その他これに類する設備を設けることは一切禁止されています。

(5) 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために氣勢を張る行為をすることは禁止されています。選挙人の注目を集めるために自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

(6) 連呼行為の禁止

一般的には禁止されます。

ただし、演説会場及び街頭演説の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。

また、午前8時から午後8時までの間に限り選挙運動用自動車の上での連呼行為ができます。この場合、学校、病院、診療所の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません。

12. 選挙運動ができない人

(1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることができません。

また、不在投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

(2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税吏員は在職中どこでも選挙活動ができません。

(3) 一般職の公務員

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で政治行為（選挙運動含む）ができません。

(4) 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

国若しくは地方公共団体のすべての公務員は、その地位を利用して選挙運動をしてはいけません。

(5) 年齢満18年未満の者

年齢満18年未満の者は選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動ではなく単なる労務に使用することは、さしつかえありません。

13. 連座制

連座制とは、候補者や立候補予定者（以下「候補者等」といいます。）と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていなくても、候補者等本人について、その選挙の当選を無効とするとともに、立候補制限という制裁を科す制度です。連座制の対象となる者の範囲が拡大され、立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）、候補者の秘書、さらに組織的選挙運動管理者等も連座制の対象となっています。

「組織的選挙運動管理者等」とは、候補者等と意志を通じて組織により行われる選挙運動で、当該選挙運動の計画の立案や調整、当該選挙運動に従事する者の指揮、監督、その他当該選挙運動の管理を行う人をいいます。

「選挙運動の計画立案・調整を行う者」とは、選挙運動全体の計画を立てたり、調整をはじめビラ配り、ポスター貼り、個人演説会・街頭演説等の計画・調整を行う人をいいます。

「選挙運動に従事する者の指揮・監督を行う者」とは、ビラ配り、ポスター貼り個人演説会の会場設営、電話作戦などにあたる者の指揮・監督を行う人をいいます。

「その他の選挙運動の管理を行う者」とは、選挙運動の分野を問わず、選挙運動の管理を行う人で、例えば選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保等の管理を行う人をいいます。

こうした人々が買収など悪質な違反で禁錮以上の刑に処せられた場合にはたとえ、執行猶予の言い渡しを受けても連座制が適用されます。しかも当選の無効に加えて5年間、同じ選挙区からは立候補できないことになっています。

第5 選挙運動費用

1. 選挙運動費用の法定制限額

立候補届出の日にお知らせします。

2. 選挙運動員、事務員、労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額

区分	種類	金額
選挙運動に従事する者 1人に対し支給することができる報酬額	報酬	選挙運動のために使用する事務員 1日につき 10,000円以内 専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者 1日につき 15,000円以内
選挙運動に従事する者 1人に対し支給することができる実費弁償の額	(イ) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した額
	(ロ) 船賃	水路旅行について、路程に応じた旅客運賃等により算出した額
	(ハ) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
	(ニ) 宿泊料 食事2食を含む	1夜につき 12,000円
	(ホ) 弁当料	1食につき 1,000円 1日につき 3,000円
	(ヘ) 茶菓料	1日につき 500円
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000円 以内
	超過勤務手当	1日につき基本日額の5割以内
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃・船賃 及び車賃	(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額
	宿泊料 食事代を除く	1夜につき 10,000円